（別添）

令和７年度外国人雇用啓発月間実施要領

１　趣旨

(1)　外国人労働者対策における変遷等

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加したが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、不法就労者数が高水準で推移していること等の問題があったことから、平成 19 年に雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとされた。

こうした中、平成 20 年秋に発生したリーマンショックに端を発した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次いだこと等から、日系人集住地域の公共職業安定所（以下「安定所」という。）を中心にその就職支援に向けて機動的対策を実施してきた。

その後、経済の回復により雇用情勢は着実に改善が進んできたものの、求人・求職のミスマッチは高い状況が続き、中小・零細事業者を始めとした人手不足が深刻化し我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する蓋然性が高まってきたことから、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みとして、新たな在留資格の創設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 102 号）が平成 31 年４月１日に施行され、在留資格「特定技能」を有する外国人（以下「特定技能外国人」という。）の受入れが開始された。

また、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点から、平成 30 年 12 月 25 日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が取りまとめられ、改訂を重ねながら、内容の充実が図られている（最終改訂は令和６年６月 21 日）。さらに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も令和４年６月 14 日付で策定され（令和６年６月 21 日一部変更）、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、令和８年度までの間に取り組むべき方策等が示されている。

総合的対応策においては、労働基準監督署（以下「監督署」という。）、安定所、総合労働相談コーナー等における適正な労働環境等の確保に係る取組の推進ややさしい日本語を含む多言語での対応・情報発信の充実、地域での安定した

就労の確保等に向けた安定所等における相談・支援の充実や留学生も含めた更なるマッチングの推進、技能実習生の適正な労働環境等の確保に向けた取組の推進、令和２年７月に設置された外国人在留支援センターにおける関係府省連携しての外国人の雇用促進等に対する各種支援等、様々な施策が盛り込まれている。

(2)　現在の取組

①　雇用管理の改善及び再就職の促進

ア　労推法第 28 条に規定する外国人雇用状況届出により外国人の雇用状況を把握した上で、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号。以下「外国人雇用管理指針」という。）に基づく事業所に対する雇用管理改善指導や求人開拓の実施

イ　外国人求職者に対する積極的な求人情報、職業訓練情報の提供等による再就職支援の実施

ウ　ハローワークコールセンターや多言語コンタクトセンターを活用した多言語対応による外国人求職者の職業相談の実施

エ　永住者等の身分に基づく在留資格の外国人（以下「定住外国人」という。）が集住する地域の安定所等を中心とした通訳員の配置による職業相談や、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を図る外国人就労・定着支援事業の実施

オ　外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を講じた事業主に対する助成（人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース））の実施

②　「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進

ア　専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人求職者を対象とした全国の安定所における積極的な職業紹介の実施

イ　東京・愛知・大阪・福岡に設置している留学生を対象とした「外国人雇用サービスセンター」（以下「外国人センター」という。）及び一部の新卒応援ハローワーク及び安定所内に設置している「留学生コーナー」における国内就職に向けた支援の実施

ウ　「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」（平成 30 年３月）、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和２年２月）及び「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」（令和３年５月）（以下「好事例集等」という。）の周知及び活用による高度外国人材の就職促進に向けた環境整備の実施

③　適正な雇用・労働条件・安全衛生の確保

ア　監督署等による事業場に対する的確な監督指導等による法定労働条件の履行確保の実施

イ　主要な労働局及び監督署に設置されている「外国人労働者相談コーナー」における外国人労働者や事業主からの労働条件等に関する相談への対応

ウ　全国どこからでも相談可能な「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン（委託事業で実施）」における 13 言語に対応した外国人労働者からの相談への対応

エ　事業者が、安全衛生教育の内容を外国人労働者に確実に理解してもらえる方法で行うための母国語教材や視聴覚教材の作成、周知

オ　事業主に対し、外国人雇用状況届出を厳格に履行させることで不法就労の防止を図るとともに、法令遵守の一環として警察庁、法務省及び出入国在留管理庁と合同で、中央では「不法就労外国人対策等協議会」を、各ブロックでは「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」をそれぞれ開催するなど、不法就労に関する関係機関との連携強化

カ　技能実習の状況を確認することを目的とした、外国人技能実習機構による監理団体や実習実施者に対する実地検査及び技能実習生への母国語相談等の実施

キ　「技能実習法に係る中央協議会」において、技能実習制度の適正化に向けて重点的に取り組むべき事項の決定等を行うとともに、全国８ブロックにおいて、関係行政機関等が相互の連携を図ることを目的とした地域協議会を開催するなど、技能実習制度に関する関係行政機関との連携強化

(3)　課題

①　雇用管理の改善及び再就職の促進

ア　定住外国人を中心として派遣・請負の就労形態が多く雇用が不安定な状況がみられる。

イ　定住外国人を中心として日本の職場におけるコミュニケーション能力が不十分である等の問題がある。

ウ　事業主の認識不足等により労働保険・社会保険に加入していない事例や適正な労働条件が確保されていない事例等がみられる。

②　「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進

ア　外国人雇用の経験がなく、採用しても企業側の環境整備が進んでいないことなどの理由により、高度外国人材の活用が進んでいない。

イ　日本で就職を希望する留学生の中には、日本の就職活動の特徴を正しく理解していないため就職できていない者も多く、なお就職支援の必要性が高い。

③　適正な雇用・労働条件・安全衛生の確保

ア　技能実習生を含め、外国人労働者については、法定労働条件確保上の問題が認められる事案がみられることから、引き続き適正な雇用・労働条件の確保が求められる。

イ　技能実習生をはじめとする外国人労働者の労働災害が多発しており、その要因としては就労する分野や従事する作業内容のリスクや経験年数が短いことによる未熟練といったリスクに、日本語の理解が不十分であることにより雇入れ時教育等の安全衛生教育の内容や、職場の危険の理解が不十分なまま作業を行うことによるリスクが加わることが大きいと考えられることから、各職場において外国人労働者が内容を理解できる方法による雇い入れ時教育等の安全衛生教育の実施の徹底を図る必要がある。

ウ　我が国には、未だ多数の不法滞在者が存在しており、その多くが不法に就労している可能性がある上、不法就労の態様も年を追うごとに多様化かつ巧妙化していることから、外国人労働者の就労状況を適切に把握することが求められている。

(4)　今年度の取組方針

本省としては、事業主、事業主団体等を始め、広く国民一般を対象として、次に掲げる取組を中心に、「知って、守って、みんなで活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語として、外国人雇用の基本ルールの遵守に関する啓発・指導等を積極的に行うこととする。

①　我が国の外国人雇用対策の基本的な考え方の周知
②　外国人雇用状況届出の厳格な履行確保
③　外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導等を始めとする外国人労働者の適正な雇用管理、労働条件及び安全衛生の確保対策並びに助成措置の周知
④　特定技能外国人の適正な受入れに向けた助言・指導
⑤　定住外国人の就労支援及び安定雇用の確保
⑥　高度な技能を有する外国人材が能力を発揮しやすい職場環境の整備
⑦　留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進
⑧　技能実習生の適正な雇用・労働条件の確保
⑨　不法就労防止対策

2　実施期間

令和７年６月１日（日）から６月 30 日（月）までの１か月間とする。

3　主　唱

本省

4　標　語

「知って、守って、みんなで活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」

5　実施事項

本省及び労働局、監督署、安定所（以下「労働局等」という。）では、月間に次に掲げる事項について実施することとする。

(1)　本省で実施する事項

ア　広報活動の実施

月間における活動の趣旨について、本省関係広報誌を活用すること等により、国民一般に対する広報活動を行う。

イ　ポスター・パンフレットの作成

月間のポスターを作成するとともに、外国人雇用に係る留意点等についての事業主向けパンフレットを作成する。

ウ　事業主団体等への協力要請

主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対して、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発への協力を求める。特に、外国人雇用状況届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行されるよう主要な事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、本省と出入国在留管理庁及び警察庁と合同で、主要な事業主団体等に対し協力を要請する。

エ　関係機関への協力要請

関係機関及びそれら機関を通じて関係団体等に対し、月間中のポスターの掲示、パンフレットの配布等、月間実施に係る協力を要請する。

(2)　労働局等で実施する事項

ア　広報活動の実施

労働局等は、適宜本省作成の広報資料等を活用し、地方公共団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ　ポスターの掲示・パンフレットの配布

労働局等は、施設内にポスターを掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対してその掲示の協力を求める。

また、パンフレットを施設内に配置し、事業主を中心に配布する。

ウ　事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請

労働局等は、事業主団体等を通じた積極的な周知、啓発及び協力要請を幹部自らが率先して行う。特に、外国人雇用状況届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう、事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、地方出入国在留管理局及び都道府県警察との連携を図りつつ、事業主団体等に対し協力を要請する。

エ　各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

労働局及び安定所は、月間中に開催する「外国人雇用管理セミナー」を、外国人雇用管理指針に基づく適正な雇用管理改善の周知・啓発及び留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進を行う機会として、積極的に活用するとともに、助成措置についても周知し、その活用を勧奨する。

また、労働局主催の各種セミナー等の事業主が集まる会合においても、留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進を図るべく、「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」（平成 30 年３月）、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和２年２月）及び「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」（令和３年５月）等の外国人雇用対策に係る資料を配布するなど、周知・啓発に努める。

オ　個々の事業主等に対する周知・啓発及び指導

労働局等は、事業主等に対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に係る取扱いや助成措置等について適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を行うとともに、外国人労働者を雇用する事業所に対しては、安易な解雇等の予防や適正な労働条件及び安全衛生の確保、雇用管理の改善等を目的として、事業所を訪問し、指導・監督を行う。

監督署においては、外国人労働者を雇用する事業者に対し、外国人労働者が教育内容を理解できる方法による雇入れ時教育等安全衛生教育の実施を指導する。この際、本省作成の多言語による教育教材等について、リーフレットを配布するなどにより、広く周知を行う。

安定所においては、地域の状況も踏まえつつ、過去の指導履歴等も考慮し、接触の必要性の高い事業所等を選定した重点対象事業所に対して、外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導等を積極的に行う。その際、募集・採用に当たり、国籍による差別的な取扱いをしないよう十分留意する必要がある点について、周知を行うとともに、月間の様々な機会をとらえて求人開拓等を実施する。

また、事業所訪問指導の際に、労働関係法令、労働保険・社会保険関係法令又は出入国管理法令違反の疑いがある事案等を把握した場合は、関係機関へ速やかに情報提供を行う。

カ　特定技能外国人の受入れ等に関する事業主への助言・指導等

安定所においては、外国人雇用管理指針に基づき、特定技能外国人の受入れや雇用管理に関して事業主に対する助言・指導等を行うとともに、今後増加することが想定される特定技能での就労を希望する留学生や外国人求職者に対する職業紹介に資するため、月間の様々な機会をとらえて求人開拓等を実施する。

監督署においては、労働基準関係法令違反が疑われる特定技能外国人を受け入れている事業主等に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行うとともに、悪質な事業主等に対しては、

送検を行うなど厳正に対処する。

また、労働基準監督機関と出入国在留管理機関との間に設けられた相互通報制度の適切な運用に努める。

さらに、特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案については、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行い、労働基準関係法令違反が認められ、かつ悪質性が認められるもの等について送検を行うなど、厳正に対処する。

キ　技能実習生の受入れに関する事業主等への周知・啓発及び指導

労働局等は、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主及び監理団体に対し、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の労働関係法令が適用されることについて、外国人技能実習機構を始めとする関係機関と連携を図りつつ、あらゆる機会を通じて周知・啓発及び指導を行う。

特に、出入国在留管理庁作成の不法就労防止に係るリーフレットの配布を通じ、実習先から失踪した技能実習生が実習先以外で就労する場合を含め、出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて就労する等の不法就労活動をさせた事業主は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に違反することについても周知、啓発を行うとともに、妊娠や出産を理由に技能実習を打ち切るなどの不利益な取扱いをすることは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）等に違反することについて周知・啓発を行う。

また、不適切な解雇等の予防に係る周知、啓発及び指導を行うほか、安定所においては、関係機関の協力等により、外国人雇用状況届出を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行い、監督署においては、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生を受け入れる事業主等に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行うとともに、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処する。

さらに、労働基準監督機関と外国人技能実習機構との間に設けられた相互通報制度の適切な運用に努め、労働基準関係法令違反に関連して技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行い、労働基準関係法令違反が認められ、かつ悪質性が認められるもの等について送検を行うなど、厳正に対処する。

ク　外国人センター等の活用

「外国人センター」及び「留学生コーナー」において、それぞれ専門性を活かした留学生に対する就職支援を実施していることについて、広く周知を行うとともに、職業紹介事業者を利用する際のトラブルを避けるための留意事項についても周知を行う。

また、「外国人センター」及び「留学生コーナー」以外の安定所及び新卒応援

ハローワークにおいても、地域の実情に応じ、大学や事業主団体等と連携して留学生向け面接会等を開催するよう努めるとともに、必要に応じて外国人センター及び留学生コーナーにおいて実施している各種取組を紹介し、利用勧奨を行う。

留学生以外の外国人求職者を中心に支援を実施している「外国人雇用サービスコーナー」を設置している労働局等では、その設置場所、業務内容等について広く周知を行う。

ケ　労働条件などの相談窓口の周知

「外国人労働者相談コーナー」を設置している労働局等や「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン（委託事業）」において、外国人労働者からの労働条件、安全衛生等の相談に対し、その設置場所、法令の説明や各関係機関の紹介等を行っていること等について、広く周知を行う。

コ　総合労働相談コーナーの活用

総合労働相談コーナーにおいて、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する多言語での相談を実施していることについて、広く周知を行う。